刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、より専門性の高い人材の育成に向けて市内の事業者が行う取組を支援し、介護支援専門員の能力の継続的な向上を図るため、主任研修又は更新研修(以下「主任研修等」という。)を受講する介護支援専門員が属する居宅介護支援事業者等に対し交付する刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金(以下「補助金」という。)に関し、刈谷市補助金等交付規則(昭和44年規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)居宅介護支援事業者等 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」 という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第58条 第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
 - (2) 事業所 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は法第8条の2 第16項に規定する介護予防支援事業を行う事業所をいう。
 - (3)介護支援専門員 法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
 - (4)主任介護支援専門員 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。 以下「省令」という。)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護 支援専門員をいう。
 - (5) 主任研修 省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専 門員研修をいう。
 - (6) 更新研修 省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専 門員更新研修をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内 に事業所を有する居宅介護支援事業者等であって、市税を滞納していないものと する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が有する市内の事業所

で勤務する介護支援専門員の主任研修等に係る受講料(補助対象事業者がその全額を負担するものに限る。以下「受講料」という。)とする。

2 前項の介護支援専門員は、補助対象事業者が当該主任研修等の修了の日から5 年以上市内の事業所において雇用する者とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、受講料に 2分の 1 を乗じて得た額とし、その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条に規定する介護支援専門員が 受講する主任研修等の開始の日までに刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交 付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に主任研修等を修了した者を引 き続き市内の事業所で5年以上雇用する旨の誓約書を添えて、市長に提出しなけ ればならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る主任研修等を介護支援専門員が修了した日から90日 以内に、刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金実績報告書兼請求書(様式第3 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1)受講料の支払を証する書類の写し(補助対象事業者による支払が確認できるものに限る。)
 - (2) 主任研修等の修了証書の写し

(雇用終了の報告)

第9条 交付決定者は、主任介護支援専門員の資格を取得した者(更新研修を受講した場合は、資格を更新した者とし、補助金の交付に係る者に限る。以下「資格取得者」という。)をその資格の取得(更新研修を受講した場合は、資格の更新。以下同じ。)後5年を経過する前に市内の事業所において雇用しなくなったときは、

刈谷市主任介護支援専門員資格者雇用終了報告書(様式第4号。以下「報告書」 という。)により市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 補助金の交付の決定を取り消し、刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交付決 定取消通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知するものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合
 - (2)報告書の提出があった場合又は資格取得者をその資格の取得後5年を経過する前に市内の事業所において雇用しなくなったことが報告書によらずに判明した場合。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 資格取得者を雇用しなくなったことにより、居宅介護支援事業者等が有 する市内の事業所における主任介護支援専門員の数が減少しない場合
 - イ 資格取得者を雇用しなくなった事由が、当該資格取得者の死亡、家族の介護、配偶者の転勤(当該資格取得者が引き続き市内の事業所で勤務する ことが困難な場合に限る。)その他のやむを得ない理由による退職である 場合
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されたときは、補助金を市長に返還しなければならない。
- 3 第1項第2号に該当したことにより返還すべき補助金の額は、交付を受けた補助金の額から、当該額を5で除した額に資格取得者がその資格の取得後市内の事業所で勤務した年数(1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数)を乗じて得た額を控除した額とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成31年4月1日以後に受講する主任研修に係る補助金 について適用する。

(この要綱の失効等)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の

規定により補助金の交付を受けた者に係る第10条の規定による交付決定の取消 し及び補助金の返還については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定 (「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める部分に限る。)は、 令和3年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定(第9条第1項の規定を除く。)は、令和3年4月1日以後に受講する介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修(以下「主任研修」という。)及び同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修に係る刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金(以下「補助金」という。)について適用し、同日前に受講する主任研修に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第9条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に行う補助金の交付の決 定の取消しについて適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱の規定は、令和6年 1月1日前に刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱第7条の規定により刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金(以下「補助金」という。)の交付の決定を受けた者(改正前の刈谷市主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消された者を除く。)についても適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月30日から施行する。